

流山市農業委員会
平成30年第2回
総会議事録

平成30年2月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第2回総会議事録

1 期 日 平成30年2月26日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員1名)

推進委員 酒巻 孝美

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 田村 敏一
主事 中里 友希

9 会議目次

(1)議案第3号 農用地利用集積計画の決定について.....	1
(2)議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	2
(3)議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について.....	4
(4)報告第4号 合意解約の通知について.....	6
(5)報告第5号 転用許可に伴う工事完了の報告について.....	6
(6)報告第6号 専決処理の報告について.....	7

▲開会 午後2時55分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

4番 小菅委員、5番 染谷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」の3議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第4号「合意解約の通知について」から報告第6号「専決処理の報告について」をご報告させていただきたいと思います。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年2月26日提出

権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、流山市北の田1筆、面積は、1,031平方メートルです。利用権設定期間につきましては、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、1ページにありますので、併せてご参照いただきたいと思います。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が1件であります。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は58歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数はほぼ毎日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。

よって議案第3号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第4号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

平成30年2月26日提出

議案の1番と議案の2番は、関連がありますので、一括して説明いたします。

議案1番の申請者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方です。

議案2番の申請者は、流山市名都借にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑2筆、合計面積は678平方メートルです。

変更後の地目につきましては、雑種地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は資材置場用地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、2ページと3ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件でございますが、関連がありますので一括してご報告いたします。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常磐線北小金駅の北約1.4キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が、平成19年及び平成23年にそれぞれ相続により取得した土地で、昭和60年頃に、配置図のように、資材置場として利用されていたとのことでした。今回の願出書の提出にあたっては、現在表示しております平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的については、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり資材置場の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、資材置場として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 はい、ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって議案第4号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第5号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成30年2月26日提出

はじめに、本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡等を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

議案1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。議案1番の申請者は、流山市野々下にお住いの被相続人の二女、議案2番の申請者は、議案1番の申請者とその母親です。

申請がありました土地は、議案1番は、流山市野々下にあります畑3筆、合計面積2,882.72平方メートル、議案2番は、流山市市野谷にあります畑1筆、面積は1,421平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は878.19平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、父親で、父親の死亡を原因に、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、4ページから6ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案3番の申請者は、流山市駒木にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市駒木にあります畑2筆、合計面積は、2,500.95平方メートル、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は1,936平方メートルになります。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、本人で、本人の身体不良を原

因に、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、7ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

本案につきましては、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番ですが、次の2番と関連がありますので、一括してご報告いたします。申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南約200メートルから400メートル及び東武線流山おおたかの森駅の南約600メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、1番申請者の父親であり、2番申請者のうちの1名の夫である方です。従事日数は、生前は年間250日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の5月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能になったため、相続人である申請者より証明願の申請が出されたものです。

申請地については、写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線豊四季駅の北約1.1キロメートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間250日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の11月に農業経営が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、大部分が耕起済みで一部が作付けされている状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が農業に従事できなくなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が農業に従事できなくなったことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員であります。

よって議案第5号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、報告第4号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第4号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年2月26日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市中にあります畑1筆、面積は257平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年1月19日であります。

また、この報告の議案案内図につきましては、8ページにありますので、ご参照いただきたいと思っております。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第5号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第5号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年2月26日報告

本件につきましては、改選前の一昨年(平成28年)の7月の総会で審議され、同年

9月20日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の9ページと10ページでございます。

また、本件につきましては、先月29日に、山崎委員と小嶋委員に、ご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆7番(吉田委員) (JA)新川支店の前ですね。

◆6番(石井委員) そうです。特別養護老人ホームで、4月から開設です。

○水代議長 ご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日報告

最初に、1の農地法第3条第1項の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の届出のご報告は、1件、9筆、面積3,340平方メートルです。

この農地法第3条の3の届出につきましては、相続等により農地の権利を取得した者は、権利の取得を知った日から概ね10か月以内に、農業委員会に届出することとされております。

届出書類につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、5件、8筆、面積2,724平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、266件7,742筆、面積5,027,045.23平方メートル。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が2件の計5件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が14件、マンションの区分所有が251件、その他の建物施設用地が1件の計266件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。よろしくお願ひします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後3時18分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年2月26日

流山市農業委員会 会長	水代啓司
流山市農業委員会 委員	小菅康男
流山市農業委員会 委員	染谷一彰